



島根県報

令和8年4月14日（火）

号外第54号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第257号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	七類雲津長浜線	松江市美保関町福浦48番地先から同58番2地先まで	メートル 12.58	令和8年 4月14日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市美保関町雲津666番地先から同番地先まで	17.01	令和8年 4月14日		
〃	枕木山線	松江市枕木町三ノ倉421番9地先から同番8地先まで	9.10	令和8年 4月14日		